平成１７年（排）第１号

排　除　命　令　書

東京都港区愛宕二丁目５番１号
株式会社東京リーガルマインド
同代表者　代表取締役　反町　勝夫

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社東京リーガルマインドは，司法試験の受験対策用に開設した各種講座の受講生募集に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１５年１２月ころから平成１６年１２月ころまでの間に受講希望者に配布したパンフレット及び遅くとも平成１６年３月ころから同年８月ころまでの間にインターネット上に開設し，一般消費者に対し閲覧可能な状態にしたホームページにおいて行った，平成１５年度司法試験全合格者１，１７０名の９４パーセントに当たる１，０９９名及び平成元年度から平成１５年度までの１５年間における司法試験全合格者１２，０５９名の９１．１４パーセントに当たる１０，９９１名が司法試験の受験対策用に開設した同社の各種講座を受講した者であるかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，司法試験の受験対策用に開設した各種講座の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社東京リーガルマインドは，今後，司法試験の受験対策用に開設した各種講座の受講生募集に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，司法試験の受験対策用に開設した各種講座の内容について，一般消費者に対し，

実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

3　株式会社東京リーガルマインドは，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社東京リーガルマインド（以下「東京リーガルマインド」という。）は，肩書地に本店を置き，国家試験等の受験予定者に対する受験指導を行う事業者であり，司法試験の受験予定者である一般消費者を対象として司法試験の受験対策用の各種講座（以下「司法試験対策講座」）という。）を開設している。

2(1)　司法試験の受験対策用の各種講座を開設している事業者の中には，その受講生募集に関し，自らの講座を受講した者のうち司法試験に合格した者の数，司法試験の全合格者に占める自らの講座を受講した者の比率等（以下「合格実績」という。）を自らの受験指導の実績としてパンフレット等に表示している者があり，これら事業者が示す合格実績は，一般に，司法試験の受験予定者が事業者を選定する際の重要な要素になっている。

(2)ア　東京リーガルマインドは，年間を通じ，司法試験対策講座の受講希望者に配布するパンフレット及びインターネット上に開設し，一般消費者に対し閲覧可能な状態にしているホームページにおいて，司法試験対策講座の受講生募集に関する表示を行っている。

イ　東京リーガルマインドは，司法試験対策講座を受講した者のほか，口述試験会場までの送迎バスを利用した者，論文試験解答等の資料の提供を受けた者，受験願書の提供を受けた者等の自社が司法試験対策講座以外に提供するサービスを受けた者をＬＥＣ会員としている。

3　東京リーガルマインドは，司法試験対策講座の受講生募集に関し

(1) 平成１５年１２月ころから平成１６年１２月ころまでの間，別表記載の司法試験対策講座のパンフレットにおいて，表紙に「ＬＥＣ　ｉｓ　Ｎｏ．１　９４％　司法試験合格占有率」，「２００３年度司法試験合格者１，１７０名中、１，０９９名がＬＥＣ会員、３７６名がＬＥＣ入門講座を受講」と記載するとともに，４ページに平成元年度から平成１５年度までの各年度における司法試験全合格者数及びＬＥＣ会員とする者のうちの司法試験合格者数を記載した上で「平成に入ってからの１５年間で、延べ１２，０５９名の方が司法試験に

合格なさいましたが、その内１０，９９１名の方がＬＥＣ会員としてＬＥＣの司法試験講座をご利用になりました（平成元年～平成１５年までの総合合格占有率９１．１４％）。」と

(2) 遅くとも平成１６年３月ころから同年８月ころまでの間，東京リーガルマインドがインターネット上に開設し，一般消費者に対し閲覧可能な状態にしたホームページにおいて，「２００３年度司法試験合格占有率９４％」，「２００３年度司法試験合格者１，１７０名中　１，０９９名がＬＥＣ会員」と記載するとともに，平成元年度から平成１５年度までの各年度における司法試験全合格者数及びＬＥＣ会員とする者のうちの司法試験合格者数を記載した上で「平成に入ってからの１５年間で、延べ１２，０５９名の方が司法試験に合格なさいましたが、その内１０，９９１名の方がＬＥＣ会員としてＬＥＣの司法試験講座をご利用になりました（平成元年～平成１５年までの総合合格占有率　９１．１４％）。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，平成１５年度司法試験全合格者１，１７０名の９４パーセントに当たる１，０９９名及び平成元年度から平成１５年度までの１５年間における司法試験全合格者１２，０５９名の９１．１４パーセントに当たる１０，９９１名が東京リーガルマインドの司法試験対策講座を受講した者であるかのように表示しているが，実際には，遅くとも平成１２年度以降の東京リーガルマインドの合格実績は，司法試験対策講座を受講した者に加えて口述試験会場までの送迎バスを利用した者，論文試験解答等の資料の提供を受けた者，受験願書の提供を受けた者等の司法試験対策講座を受講していない者を含めて算出しているものであった。

４　本件について，当委員会が景品表示法の規定に基づき調査を開始したところ，東京リーガルマインドは，平成１６年１２月１５日以降，前記３の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底している。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，東京リーガルマインドは，司法試験対策講座の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１７年２月１０日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　小　林　　惇

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

別　表

パンフレット	発行部数	備考		
		発行日の表示	有効期限の表示	品番の表示
司法試験　入門講座	２０，８６０部	２００３年１２月２５日	２００４年５月３１日	ＬＶ０４００６
２００６年合格を目指す入門講座　司法試験	３０，８００部	２００４年２月２８日	２００４年６月３０日	ＬＶ０４０２５
２００６年合格を目指す入門講座　司法試験	１６，７００部	２００４年６月１日	２００４年１２月３１日	ＬＶ０４０５３
２００６年合格を目指す入門講座　司法試験	２２，４００部	２００４年７月９日	２００４年１２月３１日	ＬＶ０４０７７
２００６年合格を目指す入門講座　司法試験	１０，５００部		２００５年１月３０日	ＬＶ０４１０１
合　　計	１０１，２６０部			